

# 令和6年 山鹿中学校PTA総会資料

## － 資料内容 －

### 1 議事

- (1)令和5年度報告
  - ・ 活動報告…P.2
  - ・ 決算及び会計監査報告…P.3～P.4
- (2)令和6年度PTA役員選出
  - ・ 新役員の選考結果…P.5
- (3)令和6年度について
  - ・ 活動方針案…P.6
  - ・ PTA予算案…P.7
  - ・ 各部常任委員会計画案について…P.8～P.9
  - ・ PTA会則確認…P.10～P.13
  - ・ PTA慶弔規定改訂案(弔慰金等規定として制定)…P.14～15

### 2 学校より

- (1)特別支援教育について…P.16～P.19
- (2)学校からの説明
  - ・ 日本赤十字振興センター掛金及び熊本県PTA共済について…P.20～P.22
  - ・ 山鹿中安心メールについて…P.23～P.24
  - ・ 令和6年度行事予定(案)について…P.25
  - ・ 災害時の送迎、登下校の送迎…P.26～P.27
- (3)転退職員紹介…P.28
- (4)転入職員紹介…P.29
- (5)職員紹介…P.30

### 3 山鹿中学校部活動総会 (別紙参照)

- (1)①部活動規定②R5事業報告③R5決算報告について
- (2)⑤役員選出⑦R6事業計画及び予算案⑧後援会規約について
- (3)その他

令和5年度 主なPTA事業及び関係行事報告

年	月	日	PTA事業及び関係行事	年	月	日	PTA事業及び関係行事
5	4	5	PTA役員全体会・各部委員会	5	11	14	11月運営委員会
5	4	5	第一回給食委員会	5	11	16	学校規模適正化委員会会議
5	4	16	授業参観・PTA総会駐車場誘導	5	11	21	研修庶務委員会
5	4	18	4月運営委員会	5	11	30	山鹿市青少年健全育成研修会
5	4	18	市P連家庭部会引継会議	5	11	30	山鹿地区公民館広報部会
5	4	24	山鹿市P連現・新役員会	5	12	1	広報委員会(新聞とうろう作成)
5	4	27	臨時PTA役員会(交通指導係事前会議)	5	12	7	研修庶務委員会(講演会事前打ち合わせ)
5	5	9	5月運営委員会	5	12	7	大道校区新地区委員会(役員決め)
5	5	12	山鹿市PTA連絡協議会定期総会	5	12	8	市P連役員会
5	5	14	体育大会駐車場誘導・会場整理	5	12	10	地区委員選出会議
5	5	16	広報委員会(新聞とうろう作成)	5	12	11	学校規模適正化委員会会議(給食センター視察)
5	5	20	山鹿中学校部活動後援会会議	5	12	12	12月運営委員会
5	5	24	生活安全委員会	5	12	13	授業参観・PTA教育講演会
5	5	29	第二回給食委員会	5	12	13	家庭教育委員会 制服リユース販売
5	6	1	山鹿地区公民館広報部会	5	12	18	山鹿市手をつなぐ育成会山鹿分会役員会
5	6	3	県PTA連合会 定期総会	6	1	16	1月運営委員会
5	6	9	山鹿市家庭部会	5	1	18	市P連家庭部会議
5	6	9	広報委員会(新聞とうろう作成)	6	2	1	山鹿校区新地区委員会(役員決め)
5	6	13	6月運営委員会	6	2	2	広報委員会(新聞とうろう作成)
5	6	13	山鹿市青少年健全育成会議総会(ひだまり)	6	2	3	山鹿市青少年育成大会役員及び大会参加
5	6	15	犬子ひょうたん祭り補導	6	2	3	市P連臨時総会
5	6	22	市P連役員会	6	2	4	八幡校区新地区委員会(役員決め)
5	6	26	家庭教育委員会 制服・体操服仕分け作業	6	2	13	2月運営委員会
5	7	4	市P連家庭部会議	6	2	11	学校規模適正化会議(給食センター視察)
5	7	5	山鹿地区公民館広報部会	6	2	21	学校規模適正化会議
5	7	6	給食試食会運営・給食新聞作成	6	2	24	市P連家庭部講演会
5	7	11	7月運営委員会	6	3	9	県PTA連合会 単位PTAリーダー等研修会
5	7	11	授業参観・学級懇談会	6	3	12	3月運営委員会及びPTA新旧役員引継ぎ会
5	7	12	家庭教育委員会 制服リユース販売	6	3	13	市P連役員会及び次年度単P会長候補者合同会議
5	7	27	山鹿市教育基本計画推進委員会	6	3	16	山鹿中学校PTA新旧役員懇親会
5	7	28	市P連研修委員会	6	3	18	山鹿市手をつなぐ育成会山鹿分会役員会
5	8	2	学校保健会	5	3	27	会計監査
5	8	15	山鹿灯籠祭補導				
5	8	16	山鹿灯籠祭補導				
5	8	18	学校保健会				
5	8	22	PTA親善球技大会練習				
5	8	25	日本PTA研究大会広島大会(~26)				
5	8	29	PTA親善球技大会練習				
5	8	31	第二回山鹿市部活動検討会				
5	9	2	山鹿市PTA連絡協議会親善球技大会参加				
5	9	12	9月運営委員会				
5	9	22	山鹿中学校第一回学校保健委員会				
5	9	22	市P連交流委員会会議				
5	10	3	市P連研修委員会会議				
5	10	10	10月運営委員会				
5	10	12	研修庶務委員会				
5	10	17	山鹿地区運動会会議				
5	10	24	学校規模適正化委員会会議				
5	10	28	山鹿地区運動会前日準備				
5	10	29	山鹿地区運動会競技委員				
5	10	28	九州PTA佐賀大会(~29日)				
5	11	11	熊本県PTA大会あしきた・みなまた大会参加				

## 令和5年度 山鹿中学校PTA決算報告

### 1 収入の部

項目	予算額	実収入	増減	備考
会費（P）	1,360,800	1,363,320	2,520	
会費（T）	133,920	139,320	5,400	
雑収入・利息	0	228,098	228,098	家庭教育委員会よりリサイクル制服代
繰越金	471,145	471,145	0	
小計	1,965,865	2,201,883	236,018	
安全互助会費	97,350	96,600	△ 750	
合計	2,063,215	2,298,483	235,268	

### 2 支出の部

項目	予算額	増減	更正予算額	執行額	残金	
事務費	40,000		40,000	36,274	3,726	慶弔費用封筒、用紙代
運営委員会	75,000	50,000	125,000	123,389	1,611	ファイル代、能登半島募金、看板代
慶弔費	180,000		180,000	147,550	32,450	香典、転出職員記念品代
負担金	380,000		380,000	352,715	27,285	市P連負担金・団体賠償責任保険料代
研修庶務委員会	80,000		80,000	5,000	75,000	講演会お礼
保体委員会	90,000		90,000	0	90,000	
給食委員会	60,000		60,000	55,662	4,338	給食用お盆、タオル
広報委員会	200,000		200,000	192,269	7,731	PTA新聞制作費
生活安全委員会	105,000		105,000	100,965	4,035	体育大会 安全補導費、夏休み補導お茶代
家庭教育委員会	40,000		40,000	2,376	37,624	総会時お茶代
学年委員会	30,000		30,000	6,480	23,520	卒業式職員用コサージュ
選考委員会	5,000		5,000	0	5,000	
研修調査費	200,000		200,000	113,330	86,670	県PTA研究大会参加費等
研修補助費	220,000	10,000	230,000	221,075	8,925	活動補助費
防災費	70,000	△ 60,000	10,000	0	10,000	
環境整備費	90,000		90,000	89,467	533	花苗等環境整備関係
会員交流補助費	100,000		100,000	2,850	97,150	ミニバレー大会お茶代
安全互助会費	97,350	△ 750	96,600	96,600	0	
予備費	865	236,018	236,883	0	236,883	
返金				1,980	△ 1,980	産休、転出
合計	2,063,215	235,268	2,298,483	1,547,982	750,501	

### 3 残高


実収入            実支出            残高  
 2,298,483 - 1,547,982 =            750,501


残高      750,501      円は、令和6年度に繰り越します。

上記の通り報告します。

令和6年3月28日

山鹿市立山鹿中学校PTA書記会計



椎葉 美和 

橋本 義昭 

監査の結果、上記の通り相違ありません

令和6年3月28日

会計監査員

新井 千   
 田上 佳博 

## 令和5年度 給食費決算報告書

### 1 収入の部

単位：円

項 目	実 収 入	内 訳 等					
前年度繰越金	358,888						
生徒給食費	40,328,062	4月	149,234 円	10月	4,575,488 円		
		5月	16,399,826 円	11月	399,286 円		
		6月	4,742,612 円	12月	1,149,102 円		
		7月	7,673,493 円	1月	35,778 円		
		8月	51,120 円	2月	444,645 円		
		9月	4,703,736 円	3月	3,742 円		
		職員給食費	4,430,500	4月	51,000 円	10月	675,000 円
		5月	154,600 円	11月	133,400 円		
		6月	612,100 円	12月	148,900 円		
7月	144,000 円	1月	122,600 円				
8月	1,671,600 円	2月	25,800 円				
9月	647,400 円	3月	44,100 円				
その他	93,000	※給食試食会、衛生管理研修会、教育実習生分、事務センター分					
合 計	45,210,450						

### 2 支出の部

単位：円

項 目	実 支 出	内 訳 等			
年間給食物資等代	44,436,175	4月	3,694,340 円	10月	5,373,559 円
		5月	3,928,239 円	11月	4,338,902 円
		6月	5,284,903 円	12月	3,554,135 円
		7月	3,232,559 円	1月	3,817,549 円
		8・9月	5,894,744 円	2月	3,697,128 円
				3月	1,620,117 円
		返 金	417,079	※転出、給食ストップ、年度末清算 等	
その他	6,520	※給食費返金分を教材費へ振替			
合 計	44,859,774				

### 3 残高

実収入                      実支出                      残高  
 45,210,450 - 44,859,774 =              350,676

(残高) 350,676 円は令和6年度へ繰り越します

上記のとおり報告いたします。

令和 6年 3月 28日

山鹿中学校給食費会計

椎葉 美和



監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和 6年 3月 28日

新井 千里



田上 佳博



令和6年度山鹿中学校PTA役員(案)

役職	校区	氏名
会長	大道	松本 美恵
副 会 長	三玉	仲宗根 佳代
	八幡	香本 泰宏
	山鹿	高水間 太
	山鹿	稗島 孝一郎
	山鹿	井口 裕二
書 記 会 計	山鹿	酒井 真美
	山鹿	星子 真貴
	主幹	北村 美紀
	P会計	木村 直子
会 計 監 査	山鹿	中西 秀世
	大道	奥村 功一

# 令和6年度PTA活動方針（案）

## 基本目標スローガン

### 『 子どもたちのために 楽しく持続可能な活動を 』

PTAは会員お一人おひとりに支えられ成り立っている活動です。かつては見守られ、支えられ育った私たちが、想いをつなぎ、地域や行政と連携し、持続可能な活動を進めます。子どもたちのために、楽しみながら無理のない活動をしていきましょう。

## 重点目標

### 1. 学ぶ

事業や研修会等へ積極的に参加し、会員相互の信頼関係を深めるとともに、教育力を高め、子どもの健全育成に努める

### 2. 繋がる

教職員、保護者、地域の方々に加え生徒会との連携を強化し、子どもまんなか社会の実現に向けPTAがその架け橋となる

### 3. 守る

人権教育・特別支援教育の啓発、いじめ・不登校等あらゆる差別に対する理解と、それをなくすための意識改革に努める

### 4. 進む

ICTの活用、SDGsの取り組みなど、時代に即したPTA体制・活動を推進する

## 令和6年度 山鹿中学校PTA予算(案)

### 1、収入の部 (概算)

項目	前年度	6年度	人数	月	会費	増減
繰越金	471,145	750,501				279,356
会費(P)	1,363,320	1,382,400	640	12	180	19,080
会費(T)	139,320	133,920	62	12	180	△ 5,400
安全互助会費	96600	—				△ 96,600
雑収入(制服リサイクル)	228,098	20,000				△ 208,098
合計	2,298,483	2,286,821				△ 11,662

### 2.支出の部

項目	前年度	6年度	増減	備考
研修庶務委員会	80,000	200,000	120,000	教育講演会講師謝金等
保体委員会	90,000	50,000	△ 40,000	レクリエーション大会等
給食委員会	60,000	40,000	△ 20,000	給食試食会等
広報委員会	200,000	200,000	0	PTA新聞制作費(3回発行)・写真代等
生活安全委員会	105,000	110,000	5,000	夏休み 学校行事・補導諸経費 体育大会警備員(5名)経費
家庭教育委員会	40,000	10,000	△ 30,000	制服リサイクル運営代
学年委員会	30,000	—	△ 30,000	学年活動費
選考委員会	5,000	—	△ 5,000	会議費
事務費	40,000	40,000	0	用紙・印刷ナー・役員ファイル代等
運営委員会	125,000	20,000	△ 105,000	会議費等
弔慰費	180,000	50,000	△ 130,000	香典等
負担金	380,000	380,000	0	市P負担金(500円/人)・県P負担金等
研修調査費	200,000	250,000	50,000	九州P・県P大会・その他研修参加費
旅費・交通費	230,000	262,000	32,000	役員旅費(バス代)・交通費,事務担当交
防災費	10,000	—	△ 10,000	防災関係消耗品等
教育環境費	90,000	200,000	110,000	環境整備等
記念品代	100,000	120,000	20,000	卒業式コサージュ代・転出職員
安全互助会費	96600	96,600		P災安互コース150円×P数
予備費	236,883	258,221	21,338	
合計	2,298,483	2,286,821	△ 11,662	

## 令和6年度 山鹿中学校PTA各部委員会活動計画(案)

委員会	業務	活動内容	年間予定
運営委員会	総会に関する事、各常任委員会の事業に関する事及び本会の運営に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会の運営</li> <li>・学校や地域との連携</li> <li>・会則、規定等の整備</li> <li>・各委員会の行事計画総括</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年11回(8月除く)開催</li> <li>・交通指導計画策定(6月～3月、月2回)</li> <li>・会則・規定の見直し案策定</li> </ul>
研修庶務委員会	PTAの懇親やPTA教育講演会等の計画と運営に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会との協調を図る</li> <li>・教育懇談会の計画と運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・庶務委員会(7月、10月他)</li> <li>・PTA教育講演会運営(12月)</li> </ul>
広報委員会	PTA新聞の編集及び発行等の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA新聞「とうろう」発行</li> <li>・委員会開催(第1水曜)</li> <li>・広報活動の見直し</li> <li>・掲載内容の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・新聞づくり委員会(年複数回)</li> <li>・新聞発行(7月、12月、3月)</li> </ul>
生活安全委員会	交通指導及び生徒の校外生活等に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会日の駐車場誘導</li> <li>・体育大会駐車場誘導</li> <li>・年間を通じた補導(地区毎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・体育大会駐車場誘導(委託警備会社と合同)(5月)</li> <li>・山鹿地区青少年育成推進委員巡回(夜間パトロール)を毎月第1木曜日と第3金曜日(20時～21時)に実施。代表者2名のローテーション</li> </ul>
保健体育委員会	生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区及び校区内の安全点検</li> <li>・会員親睦レクリエーション大会の実施</li> <li>・市P連親善球技大会への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・山鹿中ふらばーるバレー大会(7月予定)</li> <li>・市PTA親善球技大会(8月末予定)(昨年はふらばーるバレー大会)</li> </ul>
給食委員会	生徒の給食や食育に関する研修や広報等の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食試食会(年2回)</li> <li>・試食会報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・第1回給食試食会(7月)</li> <li>・第2回給食試食会(11月)</li> <li>・試食会報告(ホームページを活用)</li> </ul>
家庭教育委員会	家庭教育の情報発信や制服のリユース推進等の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース制服販売(年2回)</li> <li>・県・市家庭部会研修会への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画作成(4月)</li> <li>・リユース制服販売計画策定、授業参観に合わせて実施。</li> </ul>

	年間予定		
	1学年	2学年	3学年
学年委員会	4月:学級委員選出  7月:フラバール協力 :授業参観(学級懇談)  12月:授業参観(学級懇談)	4月:学級委員選出  7月:フラバール協力 :授業参観(学級懇談)  11月:修学旅行 12月:授業参観(学級懇談)	4月:学級委員選出 5月:体育大会協力 7月:フラバール協力 7月:授業参観(学級懇談) :三者面談  11月:進路説明会 12月:授業参観(学級懇談) :三者面談  3月:卒業式



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R6 主な学校 行事等 【予定】	8 始業式 9 入学式 21 PTA総会 PTA総会 各部活動総会 各部活動会 23～家庭訪問 (～5/2)	18 体育大会 (雨天順延) 31 生徒総会	5・6 前期中間行事 ト 15 市中体連大会 16 市中体連大会	2～4 2年職場体 験 3～5 1年宿泊教 室 10 授業参観 13～区中体連 19 終業式 24 県吹奏楽コ ン	3～九州中体連 4 県合唱コン 15 灯籠祭 16 灯籠祭 17 清掃コンテ イ7 29 始業式	4～前期期末テ スト 9 九州合唱コ ン 18 県マーチン グ	5 県人権子ども 集会 10 校内合唱コ ン 11 前期終了式(通 知表配付) 17 市駅伝大会 22 3年共通テ スト	5 Nコン全国 7 生徒会選挙 10 県中体連駅伝 12～修学旅行 27～後期中間 21～3年三者面談	2 九州駅伝 5 県学力調査 11 授業参観 24 終業式	8 始業式 8～実力テ スト 30 公立高校前 期	4 新入生説明会 5～後期期末テ スト	4 3年公立高校後 期選抜 7 3年修了式 8 卒業式 24 1・2年修了式 28 退任式
運営 委員会 (毎月第2火曜日) その他	11 PTA全体会及各 部委員会 (年間計画作成) 16 ①運営委員会	10 市PTA連合会・期 別総会(会長)予定 前会 14 ②運営委員会	9 ④運営委員会	10 ⑤運営委員会 26・27九州PTA長崎 大会	12 ⑦運営委員会 9 県PTA総大会 21 県人教大会	10 ⑧運営委員会	14 ⑨運営委員会 地区委員 補選員選出 (昨年度10日)	18 ⑩運営委員会 (第3火曜日) 1 青少年健全育成 大会参加	15 新旧役員懇親会 18 ⑪運営委員会 PTA引継ぎ会 (第3火曜日) 25 会計監査	PTA新聞づくり	PTA新聞づくり	PTA新聞配付
研修 委員会 (庶務)	第1回各部委員会 (年間計画作成) PTA歓迎会	第2回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会	第3回委員会
広報 委員会 (教養)	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
生活安全 委員会 (補導)	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
保健体育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
給食 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
家庭教育 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
学年 委員会	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
体育・文化 部活動委員長	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)
PTA交通指導	第1回各部委員会 (年間計画作成)	第2回各部委員会 (年間計画作成)	第3回各部委員会 (年間計画作成)	第4回各部委員会 (年間計画作成)	第5回各部委員会 (年間計画作成)	第6回各部委員会 (年間計画作成)	第7回各部委員会 (年間計画作成)	第8回各部委員会 (年間計画作成)	第9回各部委員会 (年間計画作成)	第10回各部委員会 (年間計画作成)	第11回各部委員会 (年間計画作成)	第12回各部委員会 (年間計画作成)

# 山鹿中学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は山鹿中学校PTAと称し事務局を同校に置く。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は生徒を正しく、強く、明るく育てていくために、教育に対する理解を深め、学校・家庭・社会の連絡を緊密にし、生徒の幸福のために努力することを目的とする。

## 第 3 章 性 格

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、営利を目的とせず、宗教及び政党に関係しない。

第4条 本会は学校行政及び学級運営に不当な干渉を行わない。

第5条 本会は生徒の福祉のために働いている他の団体や施設と協力する。

## 第 4 章 会 員

第6条 本会員は生徒の父母、又はこれに代わる者及び本校教職員とする。また教育に関心を持ち本会の目的に賛同する者も会員となることができる。但し運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 会員は本会の目的達成のため諸会合に出席する権利と義務がある。

第8条 会員は総会の議決事項を守る義務がある。

第9条 会員は規定の会費を納めなければならない。

## 第 5 章 経 理

第10条 本会の経理は会費の他、寄付金その他の収入を持ってこれにあてる。

第11条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われる。

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 6 章 役 員

第13条 本会の役員は会長、副会長を山鹿小校区より3名、その他の小学校区より1名とし、そのうち1名を会長とする。さらに、書記会計4名(内本校職員2名)、監査2名とし役員会を構成する。

第14条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。但し前年度役員はその年次総会で新役員が決定する迄その職務をとる。役員の任期満了以前に欠員が生じた場合は運営委員会でこれを補充する。

第15条 役員は年時総会前に選考委員会で選出し、年次総会の承認を得て決定する。役員選考委員は、山鹿小校区5名、他小学校区は2名程度及び本校教職員2名をもって構成する。

第16条 会長はすべての会務を統括し、外部に対して会を代表する。又、必要に応じて相談役を選出し、運営委員会にて決定する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

第18条 書記は全ての会合の正確な記録を作り、委任されたその他の職務を行う。

第19条 会計は本会の出納一切を行い、年次総会に決算報告をしなければならない。

## 第 7 章 総 会

第20条 年次総会は年度始めに開くものとする。

第21条 会員の20分の1の要求により、または運営委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第22条 年次総会は会員の3分の1をもって、臨時総会は3分の1をもって定足数とし、出席者の過半数を持って議決する。(会則改正については付則で定める)但し委任状をもって出席と見なすことができる。

第23条 総会は本会の最高議決機関で付議事項は下記の通りとする。

1. 年次事業計画及び予算に関すること。
2. 新役員に関すること。
3. 会則の改正に関すること。
4. 会費の決定に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第 8 章 運営委員会

第24条 運営委員会は役員、常任、学年、特別支援学級の委員長、体育部活動委員長、文化部活動委員長、相談役及び学校長をもって構成する。

第25条 運営委員会は毎月開くことを原則とする。運営委員会は構成員の2分の1をもって定足数とし、出席者の過半数をもって議決する。会長は構成員の半数以上が要求する時は臨時運営委員会を開かねばならない。

第26条 運営委員会の任務を次の通りとする。

1. 総会に関すること。
2. 各常任委員会の事業に関すること及び本会の運営に関すること。

## 第 9 章 常任委員会

第27条 本会の目的達成のため次の常任委員会を置きそれぞれの業務を行う。

1. 研修庶務委員会 PTAの懇親やPTA教育講演会等の計画と運営に関する活動
2. 広報委員会 PTA新聞の編集及び発行等の活動
3. 生活安全委員会 交通指導及び生徒の校外生活等に関する活動
4. 保健体育委員会 生徒の保健安全衛生及び会員の健康増進に関する活動
5. 給食委員会 生徒の給食や食育に関する研修や広報等の活動
6. 家庭教育委員会 家庭教育の情報発信や制服のリユース推進等の活動

第28条 常任委員会は役員と同じ方法により選出された正副委員長と若干の委員によって構成する。委員は地区委員の互選とし、山鹿小校区より4名程度、他小校区より2名程度選出し、会長はこれを委嘱する。但し生活安全委員は補導員より推薦し、会長はこれを委嘱する。

第29条 委員長は委員会を代表し事業計画を運営委員会に提出するものとする。副委員長は委員長を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。

第30条 常任委員会の事業は運営委員会の承認を必要とする。

## 第 10 章 会計監査

第31条 会計監査委員は役員と同じ方法により選出された2名の委員をもって構成する。

第32条 会計監査委員は会計所轄の帳簿類を必要に応じ年次総会に監査報告をしなければならない。

第33条 会計監査委員は運営委員会に出席し意見を述べることができる。

## 第 11 章 特別委員会

第34条 会の特別の必要に応じ特別委員会を置くことができる。

第35条 委員は運営委員会にて選出し会長はこれを委嘱する。正副の委員長はその互選とする。

第36条 特別委員会はその経過を運営委員会に若しくは総会に報告しその事由が終われば解散する。

## 第 12 章 地(校)区及び学年会

第37条 地区会は、各地区、学年会は各学年の会員によって組織する。

第38条 各地区より年次総会前に男女若干名の地区委員を選出し、地区委員長を互選する。

第39条 校区ごとに地区委員長をおく。但し校区代表委員には副会長がこれにあたる。

第40条 地区委員は各校区内会員の親睦をはかり、生徒の校外生活について学校と緊密な連携をとり生活及び福祉の向上にあたる。

第41条 地区委員長は必要に応じて地区委員会を開くことができる。

第42条 各学級より学級委員を選出する。(山鹿小校区2名, 他小校区各1名)

第43条 各学年に各学級委員の互選による学年委員(学級数)を置く。

第44条 学年委員の互選により学年正副委員長を置く。学年委員長は必要に応じ学年総会及び学年並びに学級委員会を開くことができる。

### 第 13 章 付 則

第45条 各委員会に委員として本校職員を若干名置くことができる。

第46条 常任委員会, 会計監査委員会及び地区並びに学年会の委員の任期については役員に準ずる。

第47条 会長・副会長及び学校長は代議員として山鹿市PTA連絡協議会につながるものとする。

第48条 本会に運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

第49条 会則は総会出席者の3分の2以上の賛同により改正することができる。

第50条 本会は昭和48年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和61年4月1日より実施する。

本会則は一部改正し, 昭和63年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成7年4月21日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成10年4月17日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成11年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成12年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成13年4月22日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成18年4月23日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成21年4月19日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成26年4月13日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成29年4月16日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成30年4月15日より実施する。

本会則は一部改正し, 平成31年4月14日より実施する。

本会則は一部改正し, 令和4年12月5日より実施する。

## 山鹿中学校PTA弔慰金等規定

対象者		支出金額
職員(T 会員)	本人死亡	10,000 円
	配偶者死亡	5,000 円
	父母子死亡	3,000 円
	非常災害 転出記念品	都度 3,000 円
保護者(P 会員)	本人死亡	10,000 円
	非常災害	都度
生徒	本人死亡	10,000 円

1. 本規定は、令和6年4月21日より施行する。
2. 非常災害の時及び特に考慮の必要のある時は運営委員会の決定による。
3. 転出職員(T 会員)へは、3,000 円相当の記念品代として支出する。

## 山鹿中学校PTA表彰規定

- 1 PTA役員にあつては、任期を1年以上の場合表彰する。
- 2 PTA運営委員(上記役員を除く)にあつては、任期が連続2年以上の場合表彰する。
- 3 上記のいずれの場合も、任期が連続6年以上の場合においては特別表彰する。
- 4 上記のほか、特に功労のあった会員にあつては、運営委員会で協議の上、別途表彰する。
- 5 本規定は、昭和55年3月24日より実施する。

## 山鹿中学校P T A 慶弔規定

職員	死亡	5,000 円	{ 入院2週間以上の時または自宅 療養1ヶ月以上の時
	配偶者死亡	3,000 円	
	父母子死亡	3,000 円	
	病氣	2,000 円	
	非常災害	その都度	
	校医薬剤師死亡	3,000 円	
生徒	死亡	5,000 円	( 同 上 )
	病氣	2,000 円	
	非常災害	その都度	
父母	保護者死亡	5,000 円	( 同 上 )
	運営委員病氣	2,000 円	

- 1 本規定は、昭和 52 年 4 月 25 日より施行する。
- 2 非常災害の時及び特に考慮の必要のある時は運営委員会の決定による。
- 3 職員転出者の記念品代は慶弔費より支出する。  
( 1 年…3,000 円、2 年以降は1 年につき 1,000 円)

## 山鹿中学校P T A 表彰規定


- 1 P T A 役員にあつては、任期を 1 年以上の場合表彰する。
- 2 P T A 運営委員(上記役員を除く)にあつては、任期が連続 2 年以上の場合表彰する。
- 3 上記のいずれの場合も、任期が連続 6 年以上の場合においては特別表彰する。
- 4 上記のほか、特に功勞のあつた会員にあつては、運営委員会で協議の上、別途表彰する。
- 5 本規定は、昭和 55 年 3 月 24 日より実施する。

## 特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。



平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。



# 特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します!

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…  
**学校全体で支援します!**

- 通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
  - 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級」による指導の制度があります。
  - 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています\*。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会などを設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で学習のある子どもを支援します。

**通常の学級**  
 少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

**通級による指導**  
 通常の学級に在籍し、ほとんど授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

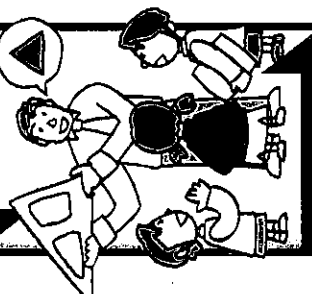
**特別支援学級**  
 障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、聴覚・視覚・難聴、言語障害、情緒障害

※1 学校において障害のある子どもの紹介や学習支援を行います。

※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

## 交流及び共同学習



## 相談



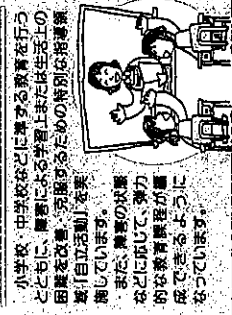
**助言・援助**  
 (センター的機能)

特別支援学校では…  
**専門性を生かした特別支援教育を行います!**

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等部・高等部・高等部まで行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、病弱・身体虚弱

### 一人一人に応じた指導



小学校、中学校などには専ら教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導(自立活動)を実施しています。

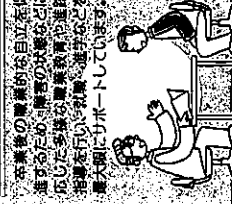
また、障害の状態などに応じて、強力な教育課程が編成できるようになっています。

### 専門性の高いスタッフ 充実した施設



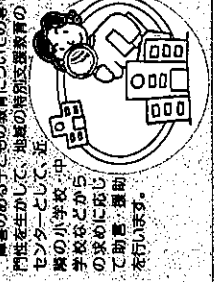
子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い職員が少人数の学級で指導しています。

### 就職・進学 などのサポート



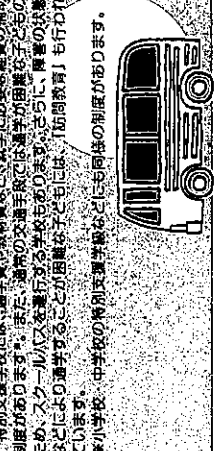
卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態に応じた就職・進学などのサポートを行っています。

### 教育相談・巡回指導など



障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校、中学校などから求めに応じての助言・援助を行います。

### さまざまな支援体制



特別支援学校には、通学バスや教材費など、特に必要とされる障害の種類の制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスや通学バスも用意されています。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われ、小学校、中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

## 連携

## 連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

### 教育

- 特別支援学校、幼稚園
- 小学校、中学校、高等学校
- 中等教育学校、大学
- 教育委員会
- 教育センター

### 医療

- 地域の病院
- 障害者専門医療機関

### 保健

- 地方公共団体の保健担当部局
- 保健所、保健センター

### 福祉

- 地方公共団体の福祉担当部局
- 保育所、児童相談所
- 社会福祉協議会
- 障害者福祉センター
- 発達障害者支援センター

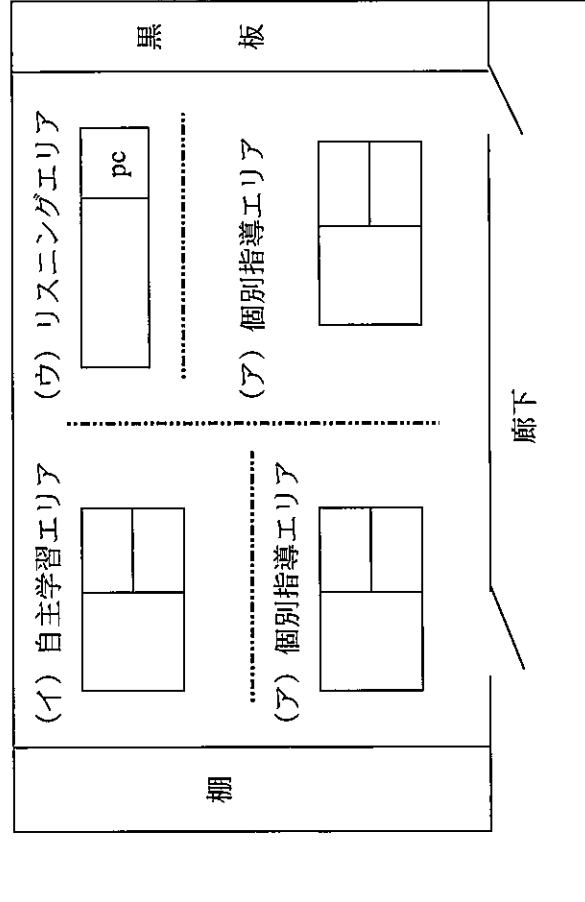
### 労働

- ハローワーク
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 企業

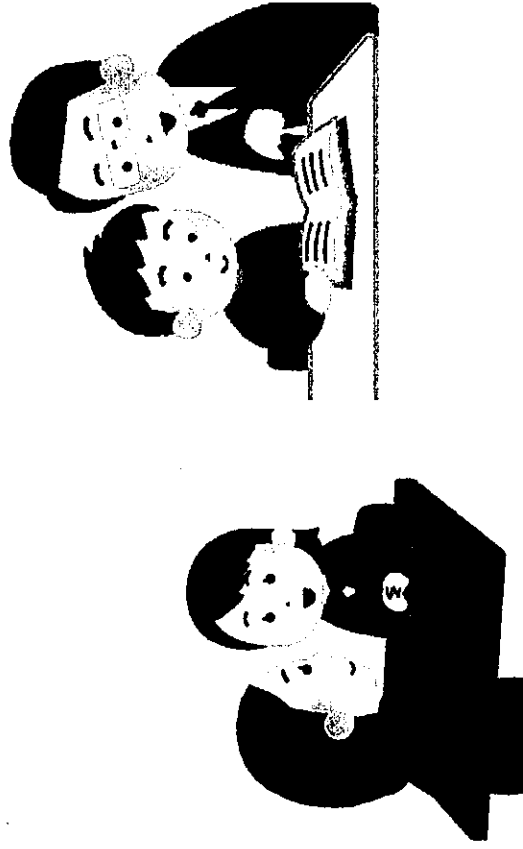
### その他

- NPO、親の会
- 地域の活動グループ

など



みどり葉教室 (2棟1階)  
ば きょうしつ



み

【個別指導エリア】

可動式間仕切りで仕切った部屋で、視覚刺激が軽減されます。窓には、カーテン等で外からの刺激も減らしています。

【自主学習エリア】

壁に向かい、学習を進めることができるように机を設置しています。一人で集中して学習に取り組みたいときや、心を落ち着かせ、静かに過ごしたいときのためのクールダウンの場所です。

【リスニングエリア】

CD、PCを設置しています。リスニングの学習の時やイライラした気持ちを落ち着かせる時、気分転換を図るための場所です。静かに心を整えることができます。

〒861-0501 山鹿市山鹿446番地  
学校代表 (TEL) 0968-43-1185  
(FAX) 0968-43-5818

担当者： 永田 博徳 岩田 亜紀

\*また、可動式間切り ( ) を全部開いた状態にすることで、広いスペースが必要な学習や保護者会並びに担任との連絡会としても活用します。

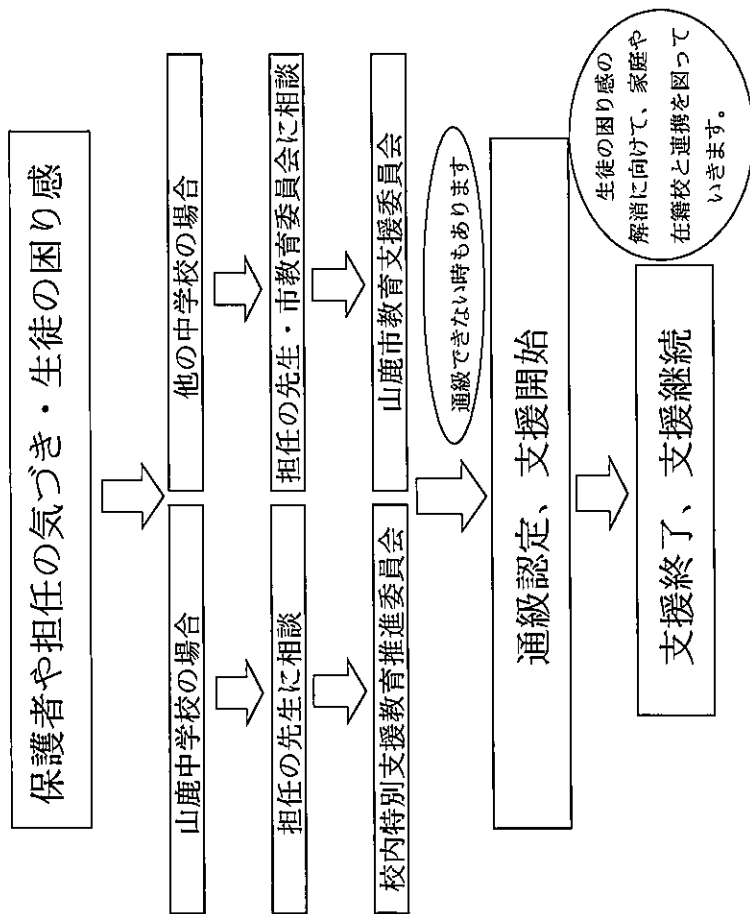
## 【通級指導教室】とは

「通級指導教室」は、学校生活で学習や人間関係づくりなどの困り感を持っている生徒のために、支援や指導を行う場所として、平成19年度から全国的に新設されました。山鹿中学校ではこの通級教室のことを「みどり葉教室」と呼んでいます。

「みどり葉教室」では、通常の学級に在籍している生徒の困り感を緩和するために、個々の状態に応じた指導を個別、もしくはグループで行っています。本校の生徒だけでなく、山鹿市内の中学校から通って指導を受けることもできます。指導できる時間は、月に1時間から週に8時間までで、個別に相談のうえ決定します。

なお、通級による指導を受けるためには、本人や保護者の希望と山鹿中学校では校長の、他の中学校では山鹿市の教育支援委員会の判断が必要です。

## 通級までの流れ



## 一 特別な教育的ニーズがある子どもへの支援



## 子どもの思い



「みどり葉教室」では、一人一人の教育的ニーズに応じて「人間関係づくり」や「コミュニケーション力」等の自立活動を、また「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に対しての教育的支援を行います。生徒が自信をもって友だちと関わり、楽しい学校生活を送れるように、保護者や学級担任と連携を図っていきます。

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と学校(園)の設置者との契約(災害共済給付契約)により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校(園)の設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

## ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

## 対象となる学校(園)

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

## 共済掛金の額 (令和6年1月現在)

災害共済給付への加入は、学校(園)の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校(園)の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
	高等専門学校	1,930 (965)
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※ ( )内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校(園)では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校(園)の設置者が負担します。

※ 学校(園)の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円(高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

### ※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。  
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### 【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ: <https://www.jpsport.go.jp/anzen/>

JAPAN SPORT  
COUNCIL



## 1, 日本スポーツ振興センター掛金

460円（すべての生徒一人一人に必要です）

保護者の自己負担治療費1,500円以上にかかる部分。

○学校管理下にある活動中の負傷、学校給食に起因する中毒や疾病、さらにこれらの負傷や疾病が治った場合において存する障害に対しての保障を行うもの。

※学校管理下とは、授業中、学校行事、部活動、課外指導中、休憩時間中、通学路を登下校している時等です。

### (1) 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金および負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ①授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

### (2) 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第5条によります。]

#### ① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

#### ② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。

（通学中の場合は、1,885万円から41万円）

#### ③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

### (3) 給付基準

①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

③損害賠償を受けたときや他の法令の規定によする給付等を受けたときは、その受けた額の限度において、給付を行わない場合があります。

## 2, 熊本県PTA共済

P災コース 500円（児童・生徒、指導者向け）

この保険は、上記1の保険でカバーできない部分を補うものです。

単位PTA主催等による諸活動並びに単位PTA会長が承認した学校教育外体育・文化活動の際に発生した負傷や疾病及び障害に対する保障。

安互コース 150円（保護者、PTA活動支援者向け）

保護者の方々の、PTA活動等にかかる事故等についての保険です。

例えば、PTA活動としてのミニバレー大会でのけが等。プール監視中の事故やけが。

PTA共同作業中のけが等。研修会に参加する途中の事故等。

## 一斉メール配信システム 『山鹿中安心メール』登録のお願い

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様に本校の「一斉メール配信システム」への登録のご案内を致します。外出先でもスピーディーかつ、確実に学校やPTAからの情報を受け取ることができます。子ども達の安全を守り、学校やPTA活動を円滑に行うため、保護者全員のご登録をお願い致します。

下記<ご注意>をよくご確認の上、ご登録をお願いいたします。 (登録方法は裏面)

**4月21日までに登録をお願いします！**

登録されない方には、急を要する情報のお知らせができません。必ず登録をお願いします。

### 山鹿中安心メール

#### 不審者情報

〇〇付近で不審者が目撃されました。本日は集団下校となります。〇時頃下校となりますので、可能な方は近所までお迎えをお願いします。不審者の特徴は黒っぽい服装にマスク着用で、白の車に乗って…

#### 学年行事などの案内

明日は、〇学年行事です。〇時に体育館に集合してください。体育館用シューズとPTAの腕章をお持ちください。多くの皆様の参加をお待ちしています。

#### 学校からの緊急連絡

明日の運動会は雨のため延期になりました。明日は通常授業となります。明後日が振替休日となります。

#### インフルエンザ情報

インフルエンザによる学級閉鎖のご連絡です。本日、〇年×組のインフルエンザの罹患者が〇名になりましたので、学級閉鎖となりました。

#### PTAからのお知らせ

〇月〇日は校内美化作業です。子供たちが安全で快適な学校生活を送れるように、ご協力をお願いします。7：00に学校校庭に集合して下さい。

#### <ご注意>

- ① メールアドレスを変更された場合は、再度空メールを送信し、再登録をお願いいたします。
- ② 登録された個人情報、配信以外に使用することはありません。
- ③ メール受信には通常のメール受信料がかかります。
- ④ 協賛事業所に対して、本メールへ登録した情報が開示されることはありません。
- ⑤ ご登録は保護者（PTA会員・PTA非会員）及び児童生徒のご家族、学校が許可する方々に限らせて頂きます。

### 「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

**残り 1 社募集中**

●明るく元気にお出迎えします。 **ドコモショップ山鹿店**

●あすを読む **熊本日日新聞社** ●あなたと私のゆめタウン **ゆめタウン光の森**

# 山鹿中安心メール 登録のしかた

◆ 「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆

## 『あんしんメール』アプリでの登録

- 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

① 【iPhone版】

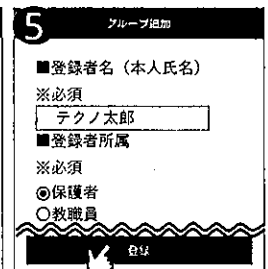
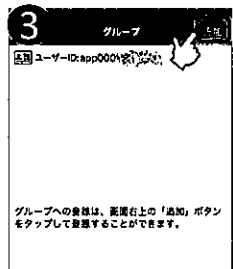


【Android版】



QRコード	「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス
	※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません
	<h2 style="margin: 0;">ymgc@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right; font-size: small;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>

- 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合  
【iPhone版】  
… 「App Store」  
【Android版】  
… 「Playストア」  
から「あんしんメール」を検索ください

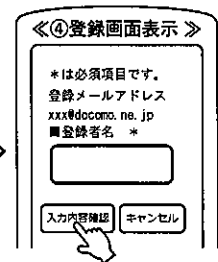
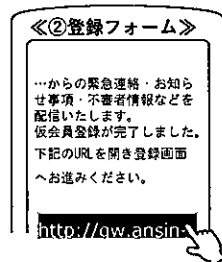


## メールアドレスでの登録

- 下記の登録用メールアドレス（QRコードまたは直接入力）へ空メールを送信

QRコード	「山鹿中安心メール」登録用メールアドレス
	※ スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一字（「あ」等）を入れて送信して下さい
	<h2 style="margin: 0;">ymgc@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right; font-size: small;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>

- 返信メール本文に記載のURLをクリック
- 「本登録画面へ」をクリック
- 表示された登録画面の項目を入力
- 「入力内容確認」をクリック
- 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- 「登録完了」画面が表示されると登録完了



【ドメイン指定受信設定】



【ご注意】空メールを送っても返信が来ない場合

ドメイン（anzen.jp）指定受信の設定をお願いします  
※メールアドレス指定ではありません  
※設定ができない場合、この用紙をお持ちになり  
各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

● 株式会社テクノミックス (<http://tmix.co.jp/>) ●

登録方法のお問い合わせは、  
①学校名 ②お名前 ③電話番号  
④お問い合わせ内容 をご記入の上、  
株式会社テクノミックス [qa@tmix.co.jp](mailto:qa@tmix.co.jp) まで  
メールにてお問い合わせください。

## 「山鹿中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

残り 1 社募集中

ドコモショップ山鹿店

熊本日日新聞社

ゆめタウン光の森

募集中





# 山鹿市立山鹿中学校災害時の対応マニュアル



学校 TEL番号 0968-43-1185  
FAX 0968-43-5818

## ご家庭で準備しておいていただくこと

- ① 震度5強以上、風水害等で、交通網の麻痺や停電、情報網の混乱、通学路の損壊がない場合は、原則自宅への帰宅となります。帰宅後、一人で過ごすことになる場合もあるかと思えます。帰宅後どうしたらよいかを日頃からご家庭で話し合ってください。
- ② 震度5強以上等で保護者等への引き渡しとなった場合、保護者の方が、迎えに行けない時に誰が迎えに行くのか、学校以外の自宅近くの避難所はどこなのかを日頃からご家庭で話し合ってください。

## 強い地震への対応について

### 1 大規模地震の定義

- ① 本校作成の防災計画で取り上げる大規模地震とは「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」を定義とします。
- ② 自校や地域が震度5強以下でも、市内のどこか1地点で震度5強が観測されれば、大規模地震が発生した場合の対応を行うこととします。
- ③ 大規模地震が発生した場合は、学校は休校とします。

### 2 授業時間中に強い地震が発生した場合の対応

- 震度5強以上・・・授業は打ち切り、生徒は校内の安全な場所で待機。交通網等の安全確認後、保護者へ引き渡す。
- 震度5弱以下・・・生徒の状況と校舎内外の被害等を至急確認し、基本的には学校待機とする。

## 台風・大雨等の対応について

(登下校時の安全確保を徹底する。)

### 1 台風接近に伴う対応

- ① 台風の大きさや進路状況によって、臨時休校、遅延登校等の対応をする。(安心メール等で周知)
- ② 進路の大幅変更によって、授業中に接近した場合は、学校待機を基本とする。

### 2 水害・大雨等に伴う対応

- ③ ゲリラ豪雨等によって、近隣の河川が氾濫する恐れが生じた場合は、臨時休校等の対応をする。
- ④ 授業中に大雨・水害等が発生した場合、学校待機を基本とする。

## ★生徒引き渡しについて★

### 【条件】

- ・震度5強以上
- ・安全性の確保ができない

### 【連絡手段】

- ・安心メール
- ・ホームページ
- ・デブッ、やまが対

### 【場所】

- ・体育館
- (状況により変更あり)

### 【引き渡し者】

- ・保護者
- ・代理人

## 災害時等の生徒引き渡し方法

### 【引き渡しの条件】

- ① 交通網の麻痺や通学路の損壊等がなく、経路の安全性が確保できている場合。
- ② 自然災害以外でも、凶悪事件などの犯人が逃走中で生徒に危害が及ぶ恐れがある場合。

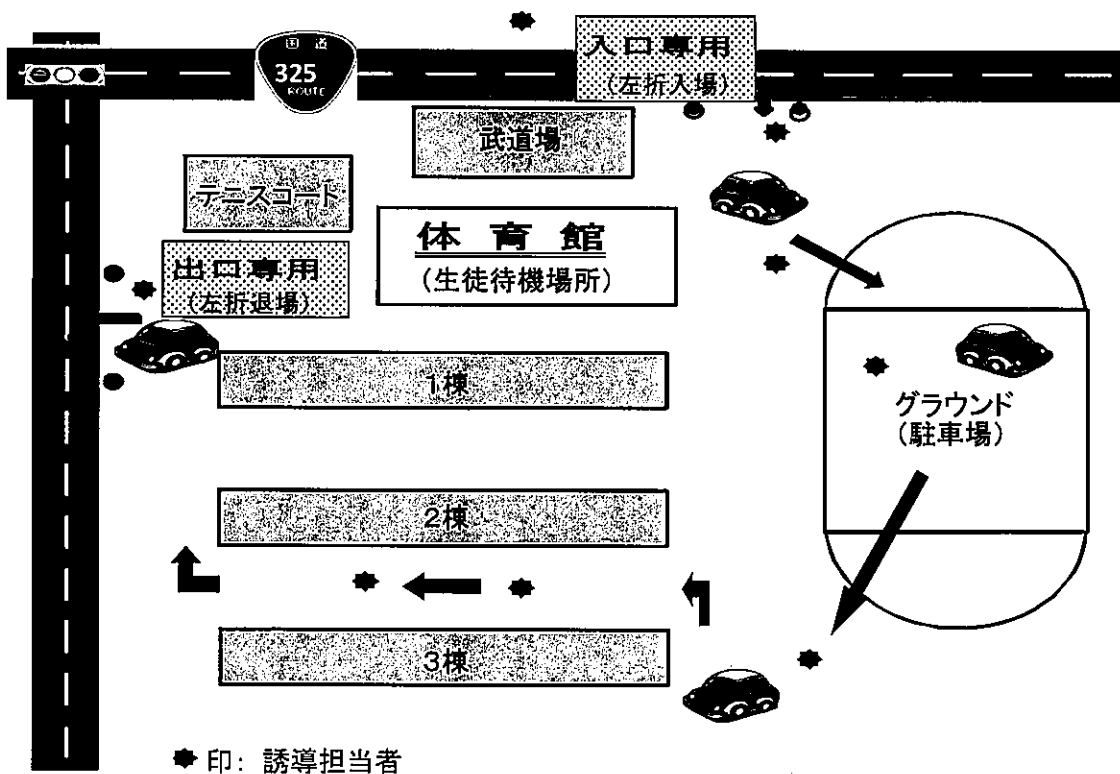
### 1 引き渡し時の連絡手段

通信手段（携帯メール・電話）が使用可能な場合

保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校からの連絡は、「安心メール」又は各担任による電話（安心メールを登録していない家庭のみ）で行います。また、ホームページ（<http://jh.higo.ed.jp/yamagajh/>）、やまがメイトにも掲載します。

### 2 引き渡し場所

原則、山鹿中学校体育館を引き渡し場所とします。保護者の方は車をグラウンドに駐車後、待機場所まで歩いて子どもさんを引き取りに来て下さい。



※ 学校での引き渡しが困難と判断された場合には、他の場所を連絡します。

## 令和5年度転退任職員

	職名	氏名	本校勤務年数	転退任先
1	教頭	吉里 浩	2年	山鹿市立鹿北中学校
2	主幹教諭	橋本 義昭	2年	山鹿市教育委員会
3	教諭	坂本 佳総	6年	退職
4	教諭	兒玉 愛美	7年	山鹿市立米野岳中学校
5	教諭	村田 久美子	2年	山鹿市立米野岳中学校
6	教諭	佐々木 勇太	4年	山鹿市立鹿本中学校
7	教諭	原 侑佳	1年	退職
8	教諭	新納 里恵	3年	菊池市立菊池南中学校
9	教諭	河内 由行	4年	熊本市立楠中学校
10	教諭	江島 翔陽	3年	八代市立八代第六中学校
11	講師	後藤 功	2年	上天草市立大矢野中学校
12	講師	中村 美雪	7年	南関町立南関第三小学校
13	講師	荒木 綾史	3年	山鹿市立鹿北中学校
14	講師	前田 浩	12年	退職
15	講師	福本 佳央利	3年	退職
16	非常勤講師	宮木 博生	1年	山鹿市立米野岳中学校（新規採用）
17	事務職員	福田 賢太郎	3年	熊本県庁学校人事課
18	事務職員	宮川 実穂	3年	山鹿市立めのだけ小学校
19	事務職員	椎葉 美和	2年	菊池市立菊池南中学校
20	サポートティーチャー	古川 夏海	2年	退職
21	栄養職員	竹田 浩子	1年	退職
22	調理員	松本 湖粋	4年	山鹿市立山鹿小学校
23	調理員	岡本 優希	5年	山鹿市立山鹿小学校
24	調理員	砂川 さやか	2年	山鹿市立めのだけ小学校

## 令和6年度転入職員

	職名	氏名	前勤務校等
1	教頭	西川 志水	合志市立西合志南中学校
2	主幹教諭	北村 美紀	熊本県立教育センター
3	教諭	猿渡 徳幸	山鹿市立三玉小学校
4	教諭	松原 公介	山鹿市立米野岳中学校
5	教諭	堺 智子	山鹿市立菊鹿中学校
6	教諭	小島 譲	山鹿市立鹿北中学校
7	教諭	原 翔真	山鹿市立鹿本中学校
8	教諭	高宗 あゆみ	熊本県立天草支援学校
9	教諭	藤田 有子	新規採用
10	教諭	岩田 清美	新規採用
11	教諭	田上 浩貴	新規採用
12	講師	阿蘇品 康宏	新規採用
13	講師	最上 けい子	山鹿市立鹿本小学校
14	講師	中原 麻希	山鹿市立菊鹿中学校
15	講師	宮尾 真菜	新規採用
16	非常勤講師	酒井 りゅう子	山鹿市立山鹿中学校
17	非常勤講師	大津山 真奈美	菊池市立菊池南中学校
18	非常勤講師	峯 貴美子	新規採用
19	事務主査	鈴木 達哉	熊本県教育庁義務教育課
20	事務職員	田崎 桃華	新規採用
21	サポートティーチャー	江上 寛洋	新規採用
22	給食調理員	川俣 洋子	山鹿市立山鹿小学校
23	給食調理員	龍崎 さち	山鹿市立大道小学校
24	給食調理員	三池 美紀	新規採用

# 令和6年度 主任等及び学年・学級担任一覧

山鹿市立山鹿中学校

校長	工 孝幸			教頭	西川 志水		社
主任事務長	亀田 薫	主幹教諭	北村 美紀	英	教務	藤本 喜士	技
	1年部		2年部		3年部		
主任	大倉 一男	国	春木 真	社	若杉 新策	保体	
副主任	猿渡 徳幸	社	上田 恭代	英	島田 一哉	理	
1組	御手洗 聖矩	保体	緒方 朱華	社	古賀 丈士	理	
2組	濱田 裕史	数	布田 賢次郎	理	吉田 真大	英	
3組	村上 沙代	英	大坪 鈴佳	国	後藤 葵	国	
4組	原 翔真	音	小島 譲	英	飽本 悠介	理	
5組	岩田 清美	家	田上 浩貴	数	中居 寿美	音	
6組	緒方 晃市	保体	中山 翔太	保体	上堂 蘭 勇平	数	
若竹1組	藤田 有子						
若竹2組			宮尾 真菜				
若竹3組					小崎 哲裕		
若竹4組					中原 麻希		
若竹5組	永田 博徳						
若竹6組					姫井 奈津紀		
若竹7組	高宗 あゆみ						
若竹8組			磯 結里				
若竹9組	最上 けい子						
みどり葉教室	岩田 亜紀		阿蘇品 康宏				
副担任	反後 優花	理	春田 大祐	美	五十嵐 健	社	
	堺 智子	国	緒方 文一	数	本並 由美子	数	
	松原 公介	社					
養護教諭	本田 明希歩(保健主事)		栄養教諭		大塚 幸実		
	坂本 靖子		給食調理員		有働 恵美子・石川 真由美 川俣 洋子・野口 富久美 福田 美子・内野 智子 山下 和枝・河上 寿美 高田 朋子・龍崎 さち 三池 美紀・開田 洋子		
サポート・ティーチャー	池部 里美・本山 結麻 冨田 優子・江上 寛洋						
非常勤	中川 瑞穂・大津山 真奈美 酒井 りゆう子・峯 貴美子		ALT		ジェラルド、クリス、デル		
			用務員		西島 和久 村上重記		
事務職員	鈴木 達哉・田崎 桃華 石貫 実歩・木村 直子		初任研担当		霍口 信二		
			人材育成		島木 浩次		
スクールサポートスタッフ	開田 瞳						